

砂川市規則第21号

令和7年5月27日

砂川市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則

砂川市予防接種事故災害補償規則（平成 16 年規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号ア中「4,670 万円」を「4,800 万円」に改め、同号イ中「4,670 万円」を「4,800 万円」に、「3,109 万 6,000 円」を「3,196 万円」に、「2,373 万 9,000 円」を「2,439 万 9,000 円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第 5 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に発見された事故によって新たに補償の対象となるものについて適用する。